

# 平成27年第 2 回定例会

( 初 日 )

平成27年 6 月 4 日

平成27年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成27年6月4日（木）  
午前10時01分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第70号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案  
議案第71号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案  
議案第72号 平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例案  
議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び  
青森県市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第74号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少  
及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について  
議案第75号 尾上多目的広場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間  
について  
議案第78号 平成27年度平川市一般会計補正予算案（第1号）  
議案第79号 平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）  
議案第80号 平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補  
正予算案（第1号）  
議案第81号 平成27年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1  
号）
- 第6 議案第69号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案  
議案第76号 工事の請負契約について  
議案第77号 工事の請負契約について
- 第7 報告第4号 放棄した私債権の報告について  
報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
・専決第4号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
・専決第5号 平川市税条例等の一部を改正する条例  
・専決第6号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
・専決第7号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う関  
係条例の整理に関する条例  
報告第6号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
・専決第8号 平成26年度平川市一般会計補正予算（第8号）

報告第 7 号 平成26年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 8 号 専決処分した事項の報告について

・専決第 3 号 損害賠償額の決定について

・専決第 9 号 損害賠償額の決定について

第8 請願第 3 号 TPP交渉に関する請願

請願第 4 号 米価暴落対策の意見書を求める請願

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### ○出席議員（17名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	佐々木利正	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	—	12	—	19	—
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

### ○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理	齊 藤 公 郎
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時01分 開会及び開議

○議長  
(田中友彦議員)

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回平川市議会定例会を開会いたします。

報道関係者が議場内において、撮影することを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、對馬 實議員及び11番、齋藤政子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月28日議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配布した会期日程表(案)のとおり、会期は本日4日か

○議長

ら12日の9日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告はお手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、7人となってございます。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日4日から12日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日4日から12日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月7日、工藤輝昭議員より議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、会議規則第147条第2項の規定により、同日許可したことを御報告いたします。

また、去る5月8日、齋藤律子議員より議会運営委員辞任の申し出がありましたので御報告いたします。

市長より、議案第69号から議案第81号、報告第4号から第8号の合計18件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、農業委員会の古川会長より、本日の会議を欠席する旨の届出があり、齋藤会長職務代理の出席を許可しておりますので御了承願います。

また、説明補助員として、関係課長等が議場へ入ることを許可しておりますので御了承願います。

市長より、平成26年度後期財政報告書、平成26年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成26年度平川市土地開発公社事業報告書及び収支決算書、平成27年度平川市土地開発公社会計予算書、第18期碓ヶ関開発株式会社平成26年度決算報告書、第19期碓ヶ関開発株式会社平成27年度予算書の提出がありましたので御精読願います。

監査委員より、平成27年1月から3月分の例月出納検査報告書が提出されましたので御報告いたします。

平成27年第1回定例会報告以降の議会の諸般事項報告書を配布しておりますので御了承願います。

労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書採択の陳情、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の陳情、請願第3号T P P交渉に関する請願、請願第4号米価暴落対策の意見書を求める請願、それぞれの写しを配布しておりますので御精読願います。

議会運営委員長より、去る5月28日開催された、平成27年第3回議会運営委員会において申し合わせしました事項について配布しております

○市長  
(長尾忠行)

ので御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第69号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案から、報告第8号専決処分した事項の報告についてまでの18件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

本日ここに、第2回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しいなか御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろ、皆様には市政運営に対して、格別なる御指導と御協力をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、田植えもほぼ終わり、辺り一面新緑のうるわしい季節となりました。この時期、今年も関東方面や北海道からファームステイで多くの中学生が本市を訪れ、農家の暮らしを体験しております。このグリーン・ツーリズムの取り組みは、単に受入農家の収入確保としてのみならず、交流を通して本市の食と観光の魅力を深い思い出として伝え、将来にわたって平川市を応援してもらえるとといった、副次的な効果も期待されるところであります。受入農家の皆様の御労苦に、深く敬意を表します。

都会から訪れる人々に、本市はどのように映っているのでしょうか。雄大な岩木山をバックに、のどかな田園とりんご畑が広がり、生け垣や庭園、まちと大自然が調和する、すばらしいふるさとの光景、そして、豊富な温泉は、都会では味わうことのできない深いやすしを提供しているものと思います。

豊かな自然と住みよさが自慢の平川市でございますが、年間300人を超えるペースで人口減少が続き、平成26年度は出生児を死亡者が上回る自然減が296人、転出超過による社会減が180人、合わせて476人減少いたしました。昨今の急速に進む少子高齢化と人口減少の流れに歯止めをかけ、地方に元気を取り戻す地方創生に向けた取り組みが、全国一斉に始まっております。

当市では、2060年までの人口ビジョンや具体的な施策などをまとめた総合戦略の策定に向け、4月17日の第1回まち・ひと・しごと創生本部会議を皮切りに、5月26日には2回目の本部会議を開催し、素案づくりを進めています。今後は、産学官金労の分野から参集した委員による審議会を開催し、幅広い意見を反映してまいります。

さて、新たな企業誘致が難しいなかで、先般、中佐渡地区に木質バイオマス発電事業のチップ工場が完成し、稼働に向け着々と形づくられておりますことは、まことに喜ばしい話題であります。当市では、今回生

まれた新たな雇用に加え、本発電事業を核として関連した取り組みを支援し、さらなる雇用を創出したいと考えております。また、地元企業につきましても、さらなる業績向上に向け側面から支援してまいります。

平成26年産のりんごが、過去10年間で2番目に多い収穫量となったうえで価格も堅調に推移し、生産者をはじめ関係者に大変喜ばしい話題となっております。これを励みに本市農業の競争力を一層高め、後継者の育成はもとより、UターンやIターンの受け皿としての機能を十分に果たせるような産業化を推進してまいります。

時と水ゆったり流れる平川市、このキャッチフレーズのイメージどおり、自然の近くでゆったりと暮らせる本市での生活は、幸福度が高いものと自負しております。社会全般において、近代化やスピード化が進み、便利さが求められる一方で、これからはスローライフの価値が見直されていくのではないのでしょうか。

現在暮らしている市民の皆さんが、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めるとともに、平川市を離れた方々が再び帰って来られるような環境づくり、さらには都会にはない平川市の良さをもっとアピールし、住んでみたい場所、会社を移転したい場所と言ってもらえるような平川市創生に取り組んでまいります。市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

まず、議案第69号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案は、尾上多目的広場の整備が完了することから、その設置及び使用料を定めるため、改正しようとするものであります。

議案第70号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の第1号被保険者の保険料率の軽減を行うため、改正をしようとするものであります。

議案第71号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域における特例の適用期限を延長しようとするものであります。

議案第72号平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例案は、平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、策定に必要な調査及び審議を行う審議会を設置しようとするものであります。以上が各条例案の概要であります。

続いて、議案第73号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について及び議案第74号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、平成27年8月31日をもって構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が解散するこ

とに伴い、青森県市町村総合事務組合及び青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少並びに青森県市町村総合事務組合規約及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号尾上多目的広場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間については、平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定により、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、議会の議決を求めるものであります。管理の指定先を特定非営利活動法人平川市体育協会とし、管理の期間を平成27年7月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

次に、議案第76号及び議案第77号工事の請負契約について、御説明申し上げます。平川市総合運動施設で行う二つの工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号工事の請負契約については、第2期平賀総合運動施設整備（1工区）工事の請負契約について、乗田建設・八木橋建設特定建設工事共同企業体、代表者株式会社乗田建設、代表取締役乗田伸一と7億4,520万円で契約を締結するものであります。

議案第77号工事の請負契約については、第2期平賀総合運動施設整備（2工区）工事の請負契約について、弘南産業・西谷建設特定建設工事共同企業体、代表者株式会社弘南産業、代表取締役相馬親志と3億5,424万円で契約を締結するものであります。

続きまして、平成27年度の各会計の補正予算案について、その概要を申し上げます。

議案第78号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ6,139万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ190億3,139万4,000円とするものであります。

まず、債務負担行為であります。猿賀小学校改築工事等設計業務について、基本設計及び実施設計を一括発注するため、平成28年度実施予定の実施設計業務の所要額4,389万1,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。所要事業費の特定財源として、県支出金256万1,000円、諸収入490万円、市債2,500万円を追加計上することとし、不足する一般財源については、繰入金のうち財政調整基金2,883万3,000円を追加計上するものであります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では、平成29年度までに財務諸表として整備義務化された市有資産台帳整備業務委託料1,400万円を新規計上し、また、株式会社津軽バイオマスエナジーに対するふるさと融資貸付金2,500万円を追加計上しております。4款衛生費では、平川市健康づくり推進条例の制定や健康づくり宣言市民大会の経費として、



140万2,000円を新規計上しております。6款農林水産業費では、当市の特色を活かしたバイオマス事業の発展性を視野に、国の補助制度を円滑に活用できるよう、バイオマス産業都市構想策定業務委託料432万円を新規計上しております。10款教育費では、自治総合センターによるコミュニティ助成事業補助金が決定になりましたので、その所要額490万円を新規計上するものであります。以上が、議案第78号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第1号）の主なる内容であります。

議案第79号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億2,563万3,000円とするものであります。今回の補正は、介護保険法改正に伴うシステム改修に対応するためのものであります。

議案第80号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,162万2,000円とするものであります。今回の補正は、主に平川診療所整形外科嘱託医の報酬の計上によるものです。

議案第81号平成27年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ56万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ368万1,000円とするものであります。今回の補正は、分収造林契約を締結している青森県の県民環境林について、間伐施業による分収収益であります。

続きまして、各報告案件についてその内容を御説明申し上げます。

報告第4号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、学校給食費の時効により2件、水道料金の時効により51件、市営住宅使用料の時効により4件、合計57件の私債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第4号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法の一部改正により、平川市国民健康保険条例において引用している法律の条項が改正されたため、同条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要性が生じたため、平成27年3月23日付で専決処分したものであります。

専決第5号平川市税条例等の一部を改正する条例は、平成27年度の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律並びに同法施行令及び同法施行規則が、平成27年3月31日公布、翌4月1日に施行されたことに伴い、平川市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、平川市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要が生じたため、平成27年3月31日付で専決処分したものであります。

専決第7号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う関係条例の整理に関する条例は、介護保険法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要が生じたため、平成27年3月31日付で専決処分したものであります。

次に、報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

専決第8号平成26年度平川市一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。今回の補正は、主に平成26年度予算の予算整理として編成するため、平成27年3月31日付で専決処分いたしました。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,678万3,000円減額し、予算の総額を178億3,408万3,000円といたしました。

まず、繰越明許費ですが、地方創生交付金事業の福祉灯油購入助成事業について、繰越明許費として追加補正しております。

次に、歳入であります。1款市税では市民税の個人現年課税分に1,326万1,000円、法人現年課税分に2,025万5,000円を追加したほか、固定資産税現年課税分では、1,203万9,000円を減額しております。6款地方消費税交付金では消費税率の改定が影響し3,808万8,000円が追加となり、10款地方交付税では特別交付税が決定となったことから、これまで留保していた3億902万8,000円を追加計上しております。14款国庫支出金では土木費国庫補助金に今冬の大雪に対する除雪事業補助金として、5,409万4,000円新規計上しております。15款県支出金では所要事業費の確定に伴い、教育費県補助金の市内小学校太陽光発電設備工事に対する再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を8,443万6,000円減額しております。18款繰入金では財政調整基金から2億8,215万9,000円繰り入れしていましたが、今回、全額を繰り戻しすることとしたものであります。以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では公共施設等整備基金へ積立金2億4,382万6,000円を追加し、3款民生費では障害福祉のための介護・訓練等給付費の見込額精査により6,300万円の減額、6款農林水産業費では青年就農給付金が1,050万円の減額、経営体育成支援事業交付金が国の採択結果により4,193万円の減額となりました。10款教育費では市内小学校の太陽光発電設備蓄電池整備工事その他の入札減として、6,551万5,000円の減額、12款公債費では広船小学校の土地及び建物の売却が平

成26年度中に行われなかったため、その建設残債の繰上償還分1,598万5,000円を減額したことなどが、歳出の主なものであります。

続きまして、報告第7号平成26年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。本件は、平成26年度平川市一般会計補正予算として御承認いただきました、繰越明許費による繰越計算書であります。

その主な内容につきましては、プレミアム付商品券発行事業やふるさと旅行券事業などの地方創生交付金事業が16事業、そのほか古懸不動野線道路改良事業やおのえスポーツセンター多目的広場整備事業など合わせて23事業であり、その繰越総額は6億7,036万2,000円となっております。その財源としましては、国庫支出金や地方債など未収入特定財源として5億1,359万9,000円、そして翌年度に繰り越すべき財源として一般財源が1億5,676万3,000円となっております。以上のことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

最後は、報告第8号専決処分した事項の報告についてであります。専決第3号及び第9号損害賠償額の決定について、専決理由を御説明申し上げます。

本件は、どちらも施設管理の瑕疵の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので御報告申し上げるものであります。

専決第3号について、事故の相手方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏であります。事故の概要については、平成27年1月22日、〇〇氏所有の車両が市道小和森尾崎線を走行中、市で管理する道路案内標識から落氷が発生し、〇〇氏の車両に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は15万44円でありまして、過失割合は市が10割であります。賠償額については全額、全国町村会総合賠償補償保険で補てんされるものであります。

次に、専決第9号について、事故の相手方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏であります。事故の概要については、平成27年4月18日、〇〇氏所有の車両が平賀東中学校敷地内を走行中、変形していたグレーチングが跳ね上がり、〇〇氏の車両に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は5,803円でありまして、過失割合は市が10割であります。賠償額については全額、全国町村会総合賠償補償保険で補てんされるものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。詳細につきましては議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には任期中最後の議会であります。慎重に御審議のうえ、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案付託に入ります。

提出議案目録及び議案の付託先案について、お手元に配布してありますので御参照を願います。

去る5月28日に開催された議会運営委員会において、議案第70号から議案第75号及び議案第78号から議案第81号の10件の議案については、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議案第70号から議案第75号及び議案第78号から議案第81号の10件の議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第75号及び議案第78号から議案第81号の10件は、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議することに決定しました。

日程第6、議案審議に入ります。

去る5月28日に開催された議会運営委員会において、議案第69号、議案第76号及び議案第77号の3件については、委員会付託を省略し、本日、議員全員をもって審議し、直ちに採決する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議案第69号、議案第76号及び議案第77号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

議案第69号、議案第76号及び議案第77号の3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第69号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番

はい。13番、齋藤です。それではお尋ねをします。

(齋藤律子議員)

今回の条例改正で、尾上多目的広場の使用料の設定ですが、何を根拠としたものなのか。それと、もしわかっていれば、年間どのくらいの利

○議長

用があるものなのかも、お知らせ願えればと思います。

役職を。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林留美子）

13番、齋藤議員にお答えいたします。

多目的広場の使用料は、多くの方にスポーツに親しんでいただきたいということから、旧平賀グランド使用料を参考にいたしました。旧平賀グランドの使用料は、税抜きで小中高が286円、一般が381円であります。

多目的広場は、いわゆる本体価格を端数のない小中高が300円、一般を400円とし、消費税込みで小中高を320円、一般を430円と制定したものでございます。

また、年間の使用人数についてですが、年間の利用数を全体で約5,000人程度は見込めると考えております。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番（齋藤律子議員）

旧平賀グランドの使用料を参考にしたということですが、消費税込みだということで端数がない数ですが、旧平賀グランドの使用料には消費税はついていなかったのかどうか。実質、消費税が増税になっていますので、市民にしてみれば値が上がったと。引き上げ感があるわけですが、そのことはどうなっているのでしょうか。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林留美子）

お答えいたします。

旧平賀グランドについても先ほど申し上げました、いわゆる本体価格に消費税を含めまして、実際市民の皆様から、利用者の皆様からいただく使用料は小中高が310円、一時間当たりでございます。一般が410円という形になっております。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第69号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

○議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第76号工事の請負契約について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

16番、成田敏昭議員。

○16番

(成田敏昭議員)

前回の76号にもありましたけれども、入札業者が同一業者のような感じしますが、その辺について市長にお尋ねしたいんですけども。

これ平川市の企業体をつくっておくことは、大変いいことだと思いますし、推進することもいいことだと思いますけれども、全体の中で企業体をつくれる建設業者っていうのは、これだけよりもないのか。もっともっと将来的にも企業体で組んでいける業者があるのか。その辺についてまず1回聞きたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今回のこの企業体に関しては、市内のAランクの業者10社あります。その10社で5組の共同企業体をつくっていただいて、その上で入札に参加していただき、落札させていただきました。

なお、一つの落札をされた企業体は、次の二つ目の入札には参加できないという、そういうふうな取り決めを行って、2組の共同企業体で第1工区、第2工区との落札というふうなことであります。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番

(成田敏昭議員)

企業体で入札するのは最高に結構なんですけれども、最近こう、昨日の新聞か今日の新聞か、ちょっと丸投げしている業者も下請けの中にあると。それがなんが手続き上の問題もこう生じている、監査の結果に出ているという話も聞きましたけども。

今回も業者によって丸投げしているのもあるし、自分でやっているのもいろいろ我々地元にいると見られるわけですけども、丸投げしている業者についてはどのような考えを持っているのか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

どの業者が、どういうふうに丸投げしているのかどうかというのは、私は存じ上げませんが、その丸投げ的なのは私はよろしいことではないというふうに思います。

ただ、落札額の範囲内で、そういうふうな業界の中で、さまざま下請けの業者を使うということは、それはあろうかとは思いますが、な

んて言いますかね、現実そのものを丸投げしているのかどうかというのは、ちょっと私は把握しておりませんが、もしそういうことがあるとしたら、それは好ましいことではないというふうに思います。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番

(成田敏昭議員)

確かに市長の言葉では丸投げは結構でないと。入札した業者については、できれば直接やってほしいというのが思いであろうかとは思いますが、たとえば業者丸投げという言葉は、1割か2割とって次の業者に投げると。また次の業者がまだその孫請けに出すとか。いろんなこう見てれば作業している内容、現場を見てるとそういう形の方が現実的にあります。

そういうことで、上にだんだんとれば薄れていくわけですので、完全な仕事をしていると思うんだけど、我々素人から見るとその分やっぱり工事に抜く手があるのではないかという、一般市民から見てもそういうふうに見られます。

できれば市長も十分監視しながら、できればそういう業者がないように指導していただきたいと、私は常にそう思っています。やっぱり市民の血税を使って物をつくり、つくり変えるわけですので、できるだけ立派なものをつくっていただきたいと。そういう気持ちでありますので、なんとか十分監視して御指導していただければ、大変ありがたいと思いますので、今一度、市長にそういう気概があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

市で発注するものは、すべていいものをつくっていただきたいという思いは同じでございます。

今回の運動施設に関しては、金額的にも大きいというふうなことでJVも組ませていただきました。工事の内容によっては、いろんな下請けとかも入ることはあろうかとは思いますが、ただ工事の質そのものが落ちるようなことがあってはならないし、また、いわゆる頭をはぐと言いますか、そういうふうなこともあってはならないというふうに思います。

できるだけ市内の業者のみなさんが、そういう意味では力を合わせて落札したところ、それ以外のところも下請けに入る可能性もないわけではないと思いますので、大きな工事ですので、その辺のところは協力し合いながら、いいものをつくっていただければというふうに思います。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

はい、13番。

16番、成田議員と類似した質問ですので省略しますが、私が13番と言ったのが早いと思っておりますが、なぜ私に先に当てなかったのか。それをお聞きしたいと思います。

○議長

私は、16番のほうが早いと思いますので。以上です。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第77号工事の請負契約について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

**午前10時55分 休憩**

**午前11時10分 開議**

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、報告案件に入ります。

報告第4号放棄した私債権の報告についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項の規定により、報告のみで終わります。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第4号から専決第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第4号から専決第7号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第4号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第4号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採



決します。

- 議長 本件を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
異議なしと認めます。  
よって、専決第4号は承認することに決定しました。  
専決第5号平川市税条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
専決第5号平川市税条例等の一部を改正する条例について採決します。  
本件を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、専決第5号は承認することに決定しました。  
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題と  
します。  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
採決します。  
本件を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、専決第6号は承認することに決定しました。  
専決第7号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う  
関係条例の整理に関する条例を議題とします。  
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
専決第7号介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う

関係条例の整理に関する条例について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、専決第7号は承認することに決定されました。

次に、報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第8号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第8号平成26年度平川市一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第8号平成26年度平川市一般会計補正予算(第8号)について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第8号は承認することに決定しました。

報告第7号平成26年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで終わります。

報告第8号専決処分した事項の報告について。専決第3号及び専決第9号損害賠償額の決定について、この2件を一括議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

日程第8、請願の趣旨説明に入ります。

○13番  
(齋藤律子議員)

請願第3号TPP交渉に関する請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

請願第3号TPP交渉に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

請願第3号は、請願項目のとおり国会決議を守れない場合は、交渉から撤退することを求める請願です。去年は生産者米価が大暴落をし、米農家からは肥料代も払えない、もうやめるしかない。米をつくっても飯が食えない悲鳴が聞こえています。大規模農家からも所得倍増どころか、赤字倍増の声が挙がっています。

こうした中で4月28日の日米首脳会談では、TPP交渉で日米2国間協議での大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認したとの報道です。4月16日にアメリカ議会に大統領貿易促進権限、TPA法案が提出されたことを契機に日米2国間は大きく進展し、牛肉の関税を10年余りかけて38.5%から10%まで引き下げる。また、豚肉の関税1キロ当たり最大482円から50円前後まで引き下げることや、緊急輸入制限についても大枠合意をしたとあります。

また、アメリカ産米の特別輸入枠を設定することが固まり、アメリカ側は主食米、加工用米を合わせた21.5万トンの要求をしており、日本側の譲歩が焦点になっている現状とのことです。

請願趣旨は、米、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖類などの重要5品目は、聖域確保除外または再協議を求めた国会決議に違反していることは明らかであり、国益を損なう譲歩提案は直ちに撤回するべきだと訴えています。一方でアメリカ議会に出されたTPA法案は、従来のTPA法案と違って交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩が迫られる可能性があることなども訴えています。

TPP参加は生産者のみならず、消費者にも大きな影響があると言われていています。大詰めを迎えているTPP交渉ですが、平川市の農業も地域経済も大打撃を受けることは間違いなしです。

以上の趣旨から、平川市議会でも満場一致で請願第3号を採択していただきますよう、紹介議員として心からお願いするものです。以上で請願の趣旨説明を終わらせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

次に、請願第4号米価暴落対策の意見書を求める請願を議題とします。紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

4番、桑田公憲議員、登壇願います。

(桑田公憲議員登壇)

○4番

請願第4号提案理由。請願第4号米価暴落対策の意見書を求める請願

(桑田公憲議員)

について、紹介議員を代表して、私から説明申し上げます。

本請願は、米価暴落により経営危機にある農家経営安定のための政策及び米国産米の輸入特別枠の合意撤廃などを求める意見書を、国に提出することを求めるものであります。

本市においても、米価暴落により、農家の経営は危機に直面しております。

ぜひとも、趣旨御理解のうえ、採択を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

(桑田公憲議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

去る5月28日に開催された議会運営委員会において、請願第3号及び請願第4号については、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

請願第3号及び請願第4号について、会議規則第141条第1項の規定により、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、請願第3号及び請願第4号については、委員会付託を省略し、後日、議員全員で審議することに決定しました。

次に、お諮りします。

5日は議案熟考のため、8日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、5日、8日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時23分 散会

